

令和 7 年度 宜野湾市学習支援体制強化事業業務委託企画提案実施要領

1. 目的

近年、本市においては不登校児童生徒数が急増し、不登校率は全国平均、県平均よりも高い水準で推移しており、これらの児童生徒への支援が喫緊の課題となっている。

不登校期間が長期化すると、学習面での不安が強まり、高校進学への意欲が低下する可能性がある。また、進学先の選択肢が少なくなることで、将来の職業選択や就労収入に影響を及ぼし、貧困につながるものが危惧される。

そこで、貧困の連鎖を断つという観点から、不登校の児童生徒等への学習支援策として、学校外における学習支援体制の構築や、学校内の空き教室等を活用した学習支援実施に関する企画提案を募集する。また、委託先の候補者を適切に選定するため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定するものとする。

なお、本実施要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続き等を定めるものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 業務名

宜野湾市学習支援体制強化事業業務委託

(2) 選定方法

提出された企画提案書・費用見積書及びプレゼンテーション等を総合的に評価し、選定委員会で予め定めた評価基準に基づき評価を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

「宜野湾市学習支援体制強化事業業務委託仕様書」のとおり。

(5) 提案上限額

7,731,000 円（消費税および地方消費税を含む）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものである。

提案にあたっては上記金額を越えないものとし、上記金額を越えた提案については審査対象外とする。

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 本市より指名停止措置、または指名回避措置のいずれも受けていない者であること。
- (4) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること（事業所所在地の市町村自治体で発行）。
- (6) 沖縄県内に本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを有していること。
- (7) 沖縄県内において塾を経営し、令和 2～6 年度の間、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 7 項に規定する子どもの学習・生活支援事業または沖縄こどもの貧困緊急対策事業におけるこどもの居場所の運営支援事業の実施実績があること。

4. 参加申込について

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 法人概要（様式 2）
- ③ 共同企業体概要（様式 3）※該当者のみ
- ④ 事業実績（様式 4）
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 定款、規約またはこれらに準ずる書類
- ⑦ 当該法人の滞納のない証明書

※なお、⑤および⑦は提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出。

(2) 提出部数 各 1 部

(3) 提出期間

令和 7 年 7 月 14 日（月）から 7 月 28 日（月）まで

※土日祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

(4) 提出方法及び提出場所

持参（宜野湾市教育委員会はごろも学習センター）

(5) 参加資格の決定及び通知

参加申込書等の提出があった者の参加資格等を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知する。審査の結果、参加資格を有しないとされた者についてもその旨を通知するものとする。

- ・ 通知期日：令和 7 年 7 月 30 日（水）
- ・ 通知方法：電子メールで通知し、後日、書面により通知する。

5. 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 実施体制（様式 5）
- ③ 配置予定業務総括責任者の資格・経歴等（様式 6）
- ④ 費用見積書および見積明細（様式 7 および 7-1）

(2) 提出部数 各 9 部（原本 1 部、写し 8 部）

(3) 提案書及び見積書の記載事項等

「9. 企画提案書作成に係る留意事項」 及び 「10. 見積書および見積明細作成に係る留意事項」を参照

(4) 提出期限 令和 7 年 8 月 4 日（月）17 時まで

(5) 提出方法及び提出場所

持参（宜野湾市教育委員会はごろも学習センター）

6. 質問の受付

本件について説明会は開催せず、電子メールによる質疑応答のみを行う。電話や来庁による質問は受け付けない。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 7 月 14 日（月）から令和 7 年 7 月 18 日（金）まで

(2) 質問提出先

宜野湾市教育委員会はごろも学習センター代表アドレス

Kyoiku17@city.ginowan.okinawa.jp に電子メールで提出すること。

(3) 質問方法

「質問書（様式 8）」で行うこと。また、電子メールの件名は「質問：（会社名）宜野湾市学習支援体制強化事業業務委託」とすること。

(4) 質問への回答

本審査に参加する者全員に対して、令和 7 年 7 月 24 日（木）までに電子メールにて回答する。

7. 審査および結果通知

(1) 書類審査

提出された参加申込書等をもとに、事務局にて実績及び実施体制といった本事業の遂行能力等を審査する。※参加資格を持つ応募者が 4 者以上となった場合は、書類審査結果を踏まえ、本審査に参加する者を評価値の高い上位 3 者程度に選定する。

(2) 本審査

審査は非公開とする。宜野湾市で構成する学習支援体制強化事業業務委託企画提案選定委員会を設置し、各委員が各提案内容を評価項目に沿って評価し、その評価した点数に基づき、委託候補者を決定する。

なお、応募者が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションは実施し、委託事業者として選定するかを総合的に判断する。

日時：令和7年8月18日（月）を予定

会場：宜野湾市はごろも学習センター内会議室

出席人数：各事業者2人までとする

提案説明時間：1事業者あたり

プレゼンテーション 20分以内、

質疑応答 15分以内 （計 35分以内）

プレゼンテーションの順番はくじにより決定する。企画提案書の提出時に参加者が自らくじを引き、くじ番号の小さい順で実施する。時間・会場については、令和7年8月13日（水）に電子メールにて通知する。

(3) 説明資料

事前に提出した企画提案書等の資料を基にプレゼンテーションを行い、追加提案や追加資料は認めない。

(4) 備品等の準備

プロジェクター及びスクリーンは事務局で準備する。その他プレゼンテーションで使用する物は各自持参すること。（必ずしもプロジェクターを使用する必要はない。）

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年8月22日（金）に電子メールで通知し、後日原本を郵送する。すべての提案者に3営業日以内に書面で通知する。ただし、審査結果に対しての異議の申し立ては受け付けない。また、電話等による個別審査結果についての問合せには応じないものとする。

8. 選定方法

(1) 書類審査評価基準

「4.（1）提出書類」に基づき基本事項（会社概要、事業実績）にて評価を行う。

(2) 本審査評価項目

「5.（1）提出書類」に基づき次の項目にて評価を行う。

大項目	中項目	No	評価基準
事業理解	事業に対する考え方	1	①不登校児童生徒の実情やニーズに対する理解があるか ②対象児童生徒の抱える学習面・心理面の課題を把握しているか ③本事業の目的（学びの保障・貧困の連鎖の断絶 等）を的確に把握しているか
業務実施体制	実施体制	2	①支援体制（配置人数、支援時間、対象者に応じた柔軟な対応等）は適切か ②担当者の資格・経験・専門性（例：教育支援、特別支援、不登校支援など） ③継続的な研修計画や人材育成方針の有無 ④子どもとの関係構築に配慮した指導方針があるか
	事業計画	3	①通塾/塾講師派遣のいずれの支援についても提案がされているか ②学習支援の内容（教科、学習方法、個別対応等）の妥当性、実現可能な提案をしているか ③業務を遂行する上で重視する点、注意点、アピールポイントが具体的に記載されているか ④学校や家庭との連携の方針・手法の明確さ ⑤実施場所（校内/校外/自塾）での安全・安心確保の配慮
	柔軟な対応力	4	①不登校児童生徒の個々の事情（心理的要因、生活リズム等）に対する柔軟な対応力 ②個別支援計画の作成・見直しの仕組み ③無理のない参加の仕掛け（見学、体験、オンライン選択など）
連携・協働体制	連携・協働体制	5	①学校、教育委員会、保護者、福祉機関等との協働体制の提案があるか ②情報共有・連絡体制の工夫（記録の扱い、個人情報保護等）
事業評価	事業評価の仕組み	6	①児童生徒の成績や登校日数などの定量的な成果に加え、学習意欲や自己肯定感といった意識面の定性的な変化についても、評価手法の提案がなされているか。
その他		7	①想定される課題やリスクに対する考え方を具体的に記載されているか ②本市にとって有用な提案がなされているか
プレゼンテーション		8	①本市にとって有用な提案になっているか
価格について		9	①本市にとって有用な価格となっているか

9. 企画提案書作成に係る留意事項

- (1) A4版、片閉じ、片面とし、20枚以内とする。ただし、資料の作成上A3版を利用したほうが確認しやすい場合は可とする。
- (2) 文字フォントサイズは11ポイント以上とする。
- (3) 各ページに番号を振り、ホチキス2ヵ所で綴じること。
- (4) 本要領及び仕様書の内容に基づくとともに、以下の構成順で記載し、各項目にインデックスを付けること。
 - ①会社の概要・実績
 - ②事業理解
 - ③業務実施体制
 - ④連携・協働体制
 - ⑤事業評価
 - ⑥その他

10. 見積書および見積明細作成に係る留意事項

- (1) 見積額は「2.(5) 提案上限額」の範囲内の金額にすること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出すること。
- (3) 見積明細には、各経費に対する内訳が分かるように単価、数量等を記載すること。

11. 参加の辞退

参加申込書の提出後、参加の辞退を行う場合は、辞退届（様式9）により申し出ること。
参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

12. 契約に関する事項

(1) 契約仕様書への反映

企画提案書に記載された項目は、契約時に仕様書へ反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、本市と優先交渉権者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。したがって、優先交渉権者の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

(2) 業務委託契約の締結交渉

- ① 「8. 選定方法」による審査の結果、優先交渉権者に選定された事業者と本市とで、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次点の事業者と本市とで、同様の手順を実施するものとする。
- ② 本事業の受託者は契約の際に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、宜野湾市財務規則 第117条 第2項 第1号から第10号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

- ③ 契約代金の支払い方法については、契約書において定める。

13. 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等選定委員会委員長が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。

(3) 費用負担

本提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) その他

- ① 提出されたすべての資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- ② 提供された資料については、当該目的のために本市組織内において利用できるものとし、提案者に断りなく組織外へ提供することはできないものとする。
- ③ 選定結果についての異議申し立ては受理しない。また、選定経過については公表せず、選定内容に関する問い合わせについても応じないものとする。

14. 事務局

沖縄県宜野湾市赤道一丁目5番17号

宜野湾市教育委員会はごろも学習センター 支援係

担当：濱川

電話：098-893-6077

Eメールアドレス：Kyoiku17@city.ginowan.okinawa.jp

参考) 選定スケジュール

内容	実施期間または期日
企画提案公募開始 (市 HP へ情報掲載)	令和 7 年 7 月 14 日 (月)
質問書受付期限 (実施要領 6 - (1))	令和 7 年 7 月 18 日 (金) 12 時まで
質問回答期限 (実施要領 6 - (4))	令和 7 年 7 月 24 日 (木)
参加申込期限 (実施要領 4 - (3))	令和 7 年 7 月 28 日 (月) 17 時まで
参加資格決定通知 (実施要領 4 - (5))	令和 7 年 7 月 30 日 (水)
企画提案書提出期限 (実施要領 5 - (4))	令和 7 年 8 月 4 日 (月) 17 時まで
プレゼン時刻等通知 (実施要領 7 - (2))	令和 7 年 8 月 13 日 (水)
本審査 (実施要領 7 - (2))	令和 7 年 8 月 18 日 (月) 13 : 30 ~ 予定
審査結果通知 (実施要領 7 - (5))	令和 7 年 8 月 22 日 (金)
契約締結	令和 7 年 8 月下旬 ~ 9 月 1 日 (月) 予定